

人権オンブズパーソンが体罰及び不適切な指導について教育長に勧告をしました

川崎市人権オンブズパーソンが、体罰及び不適切な指導が疑われる事案について調査した結果、教育委員会の対応は、人権保障の観点から課題が存在すると認められため、本日、条例第19条第1項の規定に基づき、次のとおり教育長に対して勧告をしました。

1 経緯

人権オンブズパーソンは、令和5年度及び同6年度に、体罰及び不適切指導が疑われる事案について調査を実施してきました。その結果、教育委員会及び市立学校の対応は、人権保障の観点から課題が存在すると認められました。そこで、今回、教育長に対し「勧告」を行いました。

2 日時 令和7年3月12日（水）15時30分

3 勧告事項

- (1) 体罰の疑いがあった場合には、事実調査をするとともに、子どもの安全を確保すること
- (2) 体罰について、判断基準を定めること
- (3) 有識者会議等において、子ども達の安全が学校内で確保されているかを定期的に確認すること

4 勧告理由の要旨

- (1) 多くの事案では、学校の対応が十分であると確認できたが、一方で、一部ではあるものの、十分な対応がされず、同一教員による体罰等が繰り返される等、子どもの権利が侵害された事案がありました。
- (2) 先進的に子どもの権利について取り組んできた川崎市として、体罰等から子ども達を守ってほしいと考えました。
- (3) 被害を受けた子ども達だけではなく、見ていた子ども達の中にも、強い恐怖を感じている者が複数おり、学校内で安心して安全に生活する利益も侵害されています。子どもを守るべき立場の教員から攻撃的な言動を受けた又は目撃した子ども達の傷つきは、看過しがたいものです。
- (4) 川崎市には、①体罰の判断基準が存在しておらず、②当事者の言い分に齟齬があると、事実を認定しないまま、単なる「不適切な指導」があったに過ぎないとして、十分な調査をしていなかったことや、③当該教員に対して指導又は研修をするに留まり、子どもの安全確保を十分にしなかった、という共通の課題があり、本件は、個別の教員又は学校だけの問題ではなく、体罰等に対する教育委員会全体の課題であると考えました。

* 詳細は、別紙を御参照ください。また、川崎市 HP「人権オンブズパーソンとは？」にも掲載します。

(<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/59-2-2-0-0-0-0-0-0.html>)

* 川崎市人権オンブズパーソンとは、川崎市が設置する人権救済機関で、子どもや男女平等にかかわる市民の人権侵害に関する相談や救済申立てを受け、助言・支援や当事者の調整を行っています。また、調査の結果、必要があるときは、市の機関に対し制度改善を求める意見表明や是正勧告等を行うことができます。

問合せ先

川崎市市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当 新沼
電話 044—200—1464

令和7年3月12日
6年度勧告第1号

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満様

勧 告

「体罰及び不適切な指導について」

川崎市人権オンブズパーソン
飛田桂

令和5年度及び同6年度に、人権オンブズパーソンにおいて、体罰及び不適切な指導が疑われる事案について調査を実施した結果、教育委員会の対応は、人権保障の観点から課題が存在すると認められた。

よって、教育委員会に対し、川崎市人権オンブズパーソン条例第19条第1項に基づき、下記のとおり勧告する。併せて、同条第5項に基づき、是正等の措置について60日以内に報告することを求め、同条第7項に基づき、勧告及び報告内容を公表する。

記

第1 勧告事項

- 1 体罰の疑いがあった場合には、事実調査をするとともに、子どもの安全を確保すること
- 2 体罰について、判断基準を定めること
- 3 有識者会議等において、子ども達の安全が学校内で確保されているかを定期的に確認すること

第2 勧告理由

別紙のとおり

以上

勧 告 理 由

第1 勧告に至る経緯

1 体罰及び不適切な指導についての調査

(1) 勧告の背景

令和5年度及び同6年度、人権オンブズパーソンにおいては、体罰及び不適切な指導（以下「体罰等」という。）が疑われる事案を条例に基づき調査してきた。多くの事案では、学校の対応が十分であると確認できたが、一方で、一部ではあるものの、十分な対応がされず、同一教員による体罰等が繰り返される等、子どもの権利が侵害された事案があった。

川崎市は、こども基本法に先駆けて川崎市子どもの権利に関する条例を定め、かつ、子どもの権利救済機関である人権オンブズパーソンを設置しており、子どもの権利を守る取り組みを行ってきた先進的な自治体である。体罰等への対応については、全国的に十分な議論が尽くされていないものではあるが、先進的に子どもの権利について取り組んできた川崎市として、体罰等から子ども達を守ってほしいと考え、勧告に至った。

(2) 勧告の背景となった事実

本勧告では、事案が特定されないようにするために、人権オンブズパーソンが条例に基づき調査した事案について、各事案を総称して「本件」、各事案における各調査を総称して「本件調査」という。

人権オンブズパーソンでは、本件調査において、下記の事実を認定した。いずれも市立学校におけるものである。なお、破線は、当事者間で一致しなかった事実である。下記イ記載の痣については、腕を掴んだことは当該教員が認めており、他の教職員らも腕に痣ができるていることを目視又は写真で確認していたが、当該教員及び当該校長は、因果関係について否定した。人権オンブズパーソンとしては、掴んだ位置と痣の位置とが近接していたと教職員らが証言したことや、学校及び教育委員会の判断に合理的な根拠がなかったことから、因果関係は認められるものと考えた。

記

- ア 教員が、怒りに任せて子どもの衣服を掴んだこと
- イ 教員が、子どもの腕をつかんで、子どもの腕に痣ができたこと
- ウ 教員が、子どもの目前において、怒りに任せて（当該教員又は子ど

- もが）持っている物を、床（子どもの足元）に叩きつけたこと
エ 教員が、子どもに対して、侮蔑的で人格を否定するような声掛けをしたり、子どもの意に沿わないあだ名を付けて他の子どもの前で呼んだり、「黙れ」等と子どもに対して言ったこと
オ 教員が、複数回、泣いている子どもに対して、子どもの様子を確認することもなく叱責し続けたこと
カ 教員が、上記イについて学校の調査を受け、その後、不適切な指導であったとして教育委員会から指導を受けたにも関わらず、当該調査対象とは異なる子どもの腕を掴み、強い苦痛を感じさせたこと
キ 上記カについて、不適切な指導であったとして再度指導を受けた教員が、その後、学校及び教育委員会によって担任として任命され、当該教員が、新たな学級において、子どもの腕を掴んだり、怒鳴ったりしたこと
ク 教員が、体罰が疑われる行為をしたとして調査を受け、当該教員が概ね事実を認めていたにも関わらず、学校全体での情報共有が不十分で、他の教職員が当該教員を当該子どもに接近させ、結果として当該子どもが授業を受けられなくなってしまったこと

2 子ども達の権利が侵害されていること

（1）体罰であり人権侵害が認められる行為について

第1の1記載のア及びイは、後述するように体罰（学校教育法第1条）に該当し、明らかに子ども達の権利を侵害している。

（2）体罰ではないが人権侵害が認められる行為について

川崎市では、身体に対する侵害及び肉体的苦痛を与える懲戒以外については、体罰と規定していないため、第1の1記載のウ及びエは、体罰には該当しない。

しかし、同ウについては、事案の特定につながる可能性があるため詳細な事実経過は記載できないが、合理的な理由もなく、怒りに任せて、子ども又は教員が持っていた物を、子どもの足元に叩きつけており、正当な理由なく人の身体に向けた物理的な行為であるといえ、暴行罪に該当する可能性のある行為である。

また、同エの声掛け及びあだ名については、やはり詳述できないが、子どもに対して使用することの許されない、侮蔑的で、子どもの人格を否定するような内容であり、第三者に対して言えば、侮辱罪や不法行為に該当する可能性のある行為である。

このように、同ウ及びエの各行為は、川崎市においては体罰ではないものの、明らかに子ども達の権利を侵害するものである。

(3) 子ども達の安全を害する行為について

第1の1記載の才ないしクの教員の各行為は、各行為単体では人権侵害行為と即断できないとしても、前後の行為を含めた総体としては、人権侵害行為の一部である。

また、被害を受けた子ども達だけではなく、見ていた子ども達の中にも、強い恐怖を感じている者が複数おり、学校内で安心して安全に生活をする利益も侵害されている。子どもを守るべき立場の教員から攻撃的な言動を受けた又は目撃した子ども達の傷つきは、看過しがたいものである。

なお、学校及び教育委員会が再被害を防止できなかつたことは、市に課せられた子どもの安全について配慮する義務に違反する可能性がある。

(4) 小括

第1の1記載の各行為は、人権オブズパーソンが把握した複数の事案から抜粋した事実ではあるが、これらをとってみても、子ども達に対する人権侵害行為があつたことは明らかである。

3 子ども達の安全に重大な懸念があること

子ども、保護者及び人権オブズパーソンが、教育委員会に対して対応を求めたにもかかわらず、学校及び教育委員会が十分な対応をせず、当該教員が、同種の行為を繰り返したことや子どもの権利を新たに侵害する行為をしたことは、子ども達の安全に関する重大な懸念である。

川崎市には、①体罰の判断基準が存在しておらず、②当事者の言い分に齟齬があると、事実を認定しないまま、単なる「不適切な指導」があつたに過ぎないと、十分な調査をしていなかつたことや、③当該教員に対して指導又は研修をするに留まり、子どもの安全確保を十分にしなかつた、という共通の課題があり、本件は、個別の教員又は学校だけの問題ではなく、体罰等に対する教育委員会全体の課題である。

かかる現状は速やかに是正される必要がある。

4 総括

以上の次第で、川崎市の子ども達に対する人権侵害行為が認められ、現状を是正する必要があるため、勧告をすることとした。

第2 人権オブズパーソンが求める是正措置

1 はじめに

本件調査において判明した課題が解決されるよう、本項では、意見とともに、人権オブズパーソンにおいて求める是正措置の具体的な内容を述べる。

2 効果事項1について

(1) 子どもの再被害を防止すること

現在、教育委員会では、体罰等を繰り返した疑いのある教員に対しても、指導をすることや研修を受けさせる等に留まっており、結局のところ、十分に子どもたちの安全を確保しないまま安易に担任として命じているなど、子どもたちの安全が害されることを防止できていない。

体罰等を繰り返す教員については、指導又は研修を繰り返すことでは不十分であり、十分な対応をしたと考えることはできない。特に、改善を図るための研修が実効性のある内容であったかについては、疑念がある。

多くの子ども達がアンケート調査において当該教員の加害行為を受けた又は見たと回答し、聴取に応じた複数の子ども達が泣きながら被害を訴え、教育委員会もかかる被害聴取に一部同席していたにも関わらず、教育委員会が子ども達の安全を確保するための十分な対応をせずに、再度担任を命じたことには衝撃を禁じえず、到底看過できるものではない。

教員が、体罰又は子どもの権利を侵害する行為を伴う不適切な指導（以下「人権侵害を伴う指導」という。）をした場合において、子ども達の再被害を防止する措置をとるべきである。

(2) 相談窓口の新設

川崎市では、学校が教育委員会へ体罰について報告するのは、疑いの段階ではなく、発生が認定された後になっている。また、本件調査では、子ども又は保護者が、学校又は教育委員会に対して、被害を訴え出ていたにも関わらず、十分な対応がされなかつたことにより、結果的に人権オンブズパーソンによる調査が必要となった。体罰については、人事に直結する可能性がある重大な問題であり、疑いの段階から教育委員会が一元的に把握する必要がある。

そこで、相談及び報告の窓口（以下「相談窓口」という。）を本庁の教職員人事課（以下「人事課」という。）に新設し、人員配置をした上で、人権侵害を伴う指導については、疑いの段階で速やかに把握し、調査につなげる体制をとられたい。

(3) 調査チームの新設

ア 調査主体について

本件調査では、学校及び教育委員会が、複数の事案において、体罰か否かの判断にあたって、事実を認定せずに不適切な指導と結論づ

けているなど、そもそも事実認定をしていなかったことが判明した。

体罰等、人権侵害を伴う指導か否かの判断は、子どもの安全に直接的にかかわる問題であるとともに、教職員にとっても人事にかかわる重大なことである。人権侵害を伴う指導の判断においては、適切な調査が行われた上で事実が認定されるべきであり、事実を認定するための調査チームを設置すべきである。

調査チームとしては、第三者委員会が調査するものと、専門家の助言も得ながら教育委員会が調査するもの（以下「教育委員会調査」という。）を設置すべきである。

いずれの調査チームが調査をするかは、必ず法律及び事実認定に関する専門家の助言を得た上で、当事者の要望、事案の緊急度や重大性等を検討して、決定すべきである。

イ 教育委員会調査について

人権侵害を伴う指導の調査は、人事課及び指導課双方の観点が必要になるため、人事課及び指導課の合同調査とし、必ず双方の職員が関与するチームで調査すべきである。

調査チームの構成員としては、各区を担当する教育委員会職員（以下「区担」という。）並びに、本庁の人事課、指導課及び相談窓口の職員等とし、利害関係人は参加できないこととすべきである。

調査を進めるにあたっては、本庁の人事課及び指導課に所属する調査チームの責任者が、調査方針を決定する会議を、1週間に1回程度実施し、その際には必ず専門家が同席すべきである。

現地で調査を担う区担にも、人員配置が必要である。同人らは、子ども達からヒアリング等を実施する可能性があることから、子どもから話を聞く専門手法に精通しているべきである。なお、教員不足であることから、増員する職員については、教員免許の有無を問うべきではない。

（4）情報収集や記録化

川崎市には、学校又は教育委員会が情報を収集した場合や証拠を得た場合に、誰が、どのように保管するかといった具体的な定めがない。

情報を収集し、適切に記録する方法について、専門家の助言に基づき手引き等を策定されたい。また、具体的な調査においては、専門家から個別に助言を得て、適切に実施すべきである。

（5）学校での対応について

学校が、保護者等から相談を受けるなどして事態を把握した場合にも、原則として、学校ではなく教育委員会設置の調査チームが聴き取

りを実施すべきである。

子どもの安全確保のために、必要やむを得ず、学校において事実確認をする場合には、子どもや教職員の心理的負担を軽減し、司法手続きに備えるため、子どもの安全確認のための最低限の事実に限って、1度のみ行われるべきである。そして、聴き取った内容は、適切に記録化されるべきである。

また、学校は、教育委員会に対して、疑いの段階から、速やかに報告を行うべきである。具体的な報告及び対応については、学校が、直接、適時に、専門家の援助を受けられることが重要であろう。感度高く問題を発見し、迅速に対応できるよう、どんな相談でも、適時に相談できる仕組みをつくられたい。

(6) 子どもの安全を確保するための対応方法

ア 手引きの策定

本件調査では、子どもの安全が、迅速かつ的確に確保された事案が比較的多かったものの、特定の事案では十分に確保されず、当該教員によって子どもの人権が新たに侵害されたものもあった。

人権侵害を伴う指導の疑いが発生した際に、新たな被害が発生することを防止するためには、専門家から助言を受けて、チームで多角的に検討した上で、学校全体で対応するべきである。

そこで、事実調査と並行して、子どもの安全を確保するための対応ができるよう、具体的な対応方法についても併せて手引きを策定されたい。

イ チームの設置と心のケア

子どもの安全を確保するための対応を判断する際も、危機管理としての側面があるため、複数人で多角的に判断することが重要である。そこで、学校、区担、調査担当の教育委員会職員及び専門家等がチームを構成し、情報共有を行い、連携して子どもの安全を確保し、心のケアといった対応をすべきである。調査対象者等の利害関係人は参加できないこととすべきであり、管理職が利害関係人の場合には、当該管理職はチームに入らないことが前提となる。

(7) 研修の実施

学校や教育委員会において、子どもの安全確保が手引き通り実践できるよう、事例での具体的な対応方法（情報の収集や記録化を含む）についての検討会等、実効性のある研修を実施すべきである。また、体罰、学校事故及び違法行為等について、学校管理職及び教育委員会職員に対して、少なくとも1年に1回は外部講師による研修を実施すべ

きである。研修の内容についても、専門家と検討されたい。

また、教員の指導の改善を図るために実施している指導改善研修についても、複数の有識者から助言を得ながら、問題点を改善するための実効的な研修に変更されたい。

(8) 担任又は教科等をもたない職員の配置への努力

本件調査の過程では、複数の子ども達から、管理職等の見回りがほとんどなかつたという声があった。教室が閉鎖的になると、教室内での問題がみえにくくなり、また、子ども達が外部に相談しづらくなる。学級運営の適正化や、子ども達との信頼関係の構築という観点から、平時より各学級を見回る職員がいることが望ましい。

そこで、各学校に、担任や教科等をもたない職員を配置するよう、教育委員会において努力されたい。なお、教員不足の観点から、教員免許の有無は問わない。

3 励告事項2について

体罰及び不適切な指導について、複数の専門家の意見をもとに、判断基準を定められたい。その際に、体罰の定義についても再度検討されたい。

4 励告事項3について

本勧告によって、一定の体制構築がされることを期待するものではあるが、一時的にならないよう、有識者会議や被害を受けた子どもたちの声を聴いて、更なる改善に向けた議論を行い、議論の結果に基づき運用を見直していくことが必要である。

毎年、子ども達の安全が学校内で確保されているかを検討し、現状及び検討結果を公表されたい。

以上

問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当

電話 044-200-1464